

報道関係者 各位

令和5年度山形県庁舎消防訓練の実施について

令和5年度山形県庁舎消防訓練を下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1 日時 令和5年10月30日（月） 9時30分～11時30分

2 目的

山形県庁舎は、消防法で定められる自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物（※）に該当しており、消火訓練及び避難訓練の実施が義務付けられております。

このため、火災発生時において、自衛消防隊が迅速かつ的確に、来庁者や職員を安全に避難させるとともに、消火活動を行えるよう実技訓練を実施し、もって、防火思想の普及及び防災体制の強化を図ることを目的に、消防訓練を実施します。

※山形県庁舎は、消防法施行令別表第1で定める「その他の事業場等」で、階数11以上及び延べ床面積1万㎡以上に該当。

3 内容等

時間	内容	場所	参加者等
9:30 ～10:00	①消防用設備等の説明	7階廊下	・自衛消防隊員及び 在庁職員(約300名)
10:30 ～11:30	②火事ぶれ・通報・初期消火訓練	7階廊下	・山形市消防本部 ・山形県警察本部
	③避難等実践訓練	議会南棟前	
	④消火器訓練 (水消火器を使い、的へ向けて 放水を行います。)	議会南棟前	・自衛消防隊消火班 (3名×3回)
	⑤放水訓練 (屋内消火栓と消火ホースを使 い、放水を行います。)	議会南棟前	・自衛消防隊消火班 (4名×4班)

※訓練中は上記場所の撮影のみとしていただきますようお願いします。

※取材は訓練終了後の11時30分以降に2階管財課にてお受けします。

4 その他

雨天時の場合、避難場所は2階講堂とします。

【お問い合わせ先】

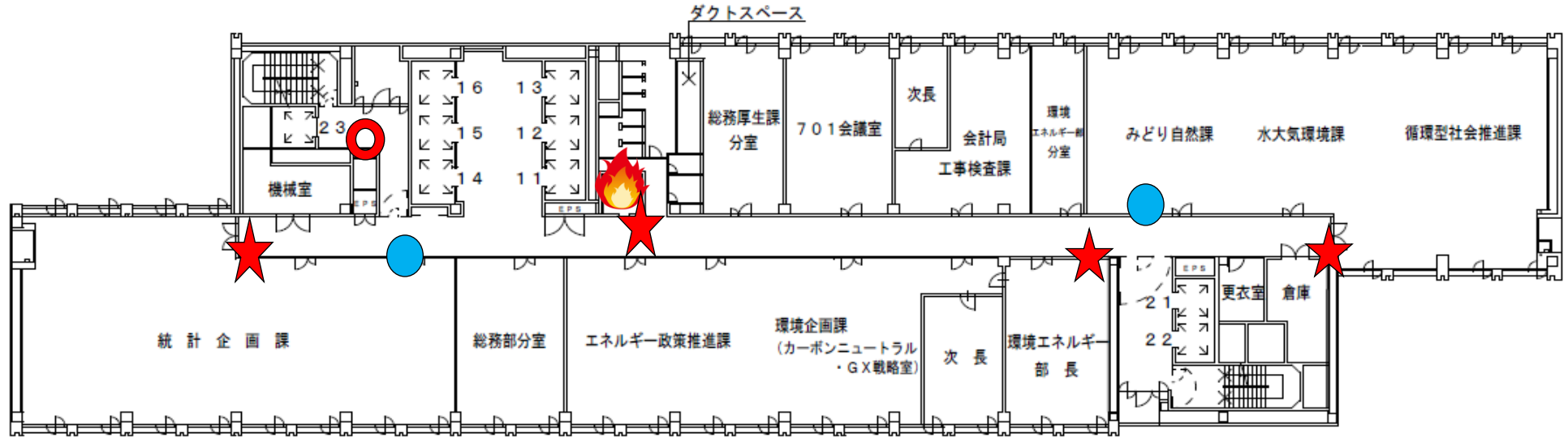
総務部管財課 課長補佐 茂田井

TEL : 023-630-2789

報道監 総務部次長 高橋

令和5年度山形県庁舎消防訓練

2023/10/30 午前10時30分～ 避難等実践訓練火元階（7階）図面



・・・火元（給湯室）



・・・屋内消火栓：非常電話にて火災発生の通報、また消火ホースの持ち出しを行います。



・・・消火器：火元に持ち出し、初期消火を行います。



・・・排煙口レバー：実際に排煙口を作動させます。



・・・防火扉：閉鎖しますので、取材の際はお気を付けください（くぐり戸は通行できます）。